

熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部改正について

熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

(10) 第9条第4項の規定に違反して浄化槽管理士に研修を受けさせなかった者  
第9条の見出し中「実施」を「実施等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その登録に係る浄化槽管理士に対し、第2条第2項の有効期間ごとに1回以上浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第5条第1項の規定は、同条例第2条第2項の有効期間の始期が令和3年4月1日以後となる更新の登録を受けようとする者について適用する。

（提出理由）

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）の施行に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保を図るため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。